

犯罪被害者が置かれる現状と支援の必要性

(社)被害者支援都民センター
 事務局長 大久保恵美子

- 1 犯罪被害者が置かれる現状
- 2 犯罪被害者が事件後、受け続ける二次的被害の例



3 犯罪被害者に必要な支援



4 (社) 被害者支援都民センターでの支援活動の実際

(1) 支援事例のビデオ放映

(2) 支援事例に関し、当センターが連携を図った機関と支援内容 警視庁犯罪被害者支援室

事件担当警察署

入院及び通院をした病院

弁護士会の被害者支援弁護委員会

法律扶助協会

検察庁及び検察庁の被害者支援室

被害者の居住地の保健所

精神保健センター

PTSD に詳しい精神科医

地元の区役所

福祉事務所

東京都住宅局

その他

5 犯罪被害者支援に関して地方公共団体に望むこと

【自治体は被害者にとり一番身近な行政であり、すでに被害者支援に必要な様々な制度や既存の機関、人材が揃っている。「犯罪被害者等基本法」に則り、犯罪被害者が利用できる体制を制度として早急に整備し、実施されることを願っている】

- (1) 見舞金のような一時的金銭的支援だけでなく、破壊された生活等も取り戻すことができる支援内容が明記された条例を制定していただきたい。(例：杉並区)
- (2) 地方自治体に被害者専任相談窓口を設置し専従担当者を置き、その時期に応じた適切な情報提供や、途切れることのない継ぎ目のない支援を行っていただきたい。
- (3) 被害者が要望する支援は多岐に亘るが、自治体にはそれに応える様々な制度や機関がすでに存在し整備されていることも多い。その制度や機関を被害者に積極的に提供できるような体制の整備と柔軟な運用をお願いしたい。
- (4) 自治体として犯罪被害者支援のコーディネーターや専門家を育成し、適切な支援を身近な地域で受けることができるような体制を整えていただきたい。
- (5) 犯罪被害者に接する病院・精神保健福祉センター・保健所等で、犯罪被害者に係る調査・研究を行うと共に、そこで働く職員の研修を実施し資質向上にも努めていただきたい。
- (6) 犯罪被害者への理解を深めるため、一般職員や管理職等に対し節目毎に職員研修を継続して行っていただきたい。(新採用時・一般職員・中間管理職・管理職等)
- (7) 各地にある民間支援団体(全国40カ所)に対し講師派遣(精神科医・保健師・ソーシャルワーカー・各分野の学者等)等を行い、民間支援団体の相談員の資質向上のための協力をお願いしたい。また、財政援助もお願いしたい。
- (8) 児童・生徒・地域住民をはじめ学校教育関係者、社会教育関係者等に対する教育や広報啓発活動及び犯罪被害者週間等の行事を通して、犯罪被害者が中傷をうけたり偏見に晒されることのない社会にするため、行政機関としての役割をお願いしたい。

6 おわりに

犯罪被害者が受ける衝撃は大きく、それは脳に深く刻まれ一生消えない。しかし、被害後、早期に適宜適切な支援を受けた犯罪被害者は、自尊心や人への信頼感を取り戻し被害体験を社会に役立てたいと思えるように回復する。犯罪被害者の声を受け止め変わる社会は、安心して暮らせる安全な社会でもある。そのような社会を構築するためにも「犯罪被害者等基本法」を踏まえ、誰でもいつでもどこに住んでいても被害直後から途切れのない継ぎ目の無い支援を、被害者が望む所で受けることができる社会になることを願っている。